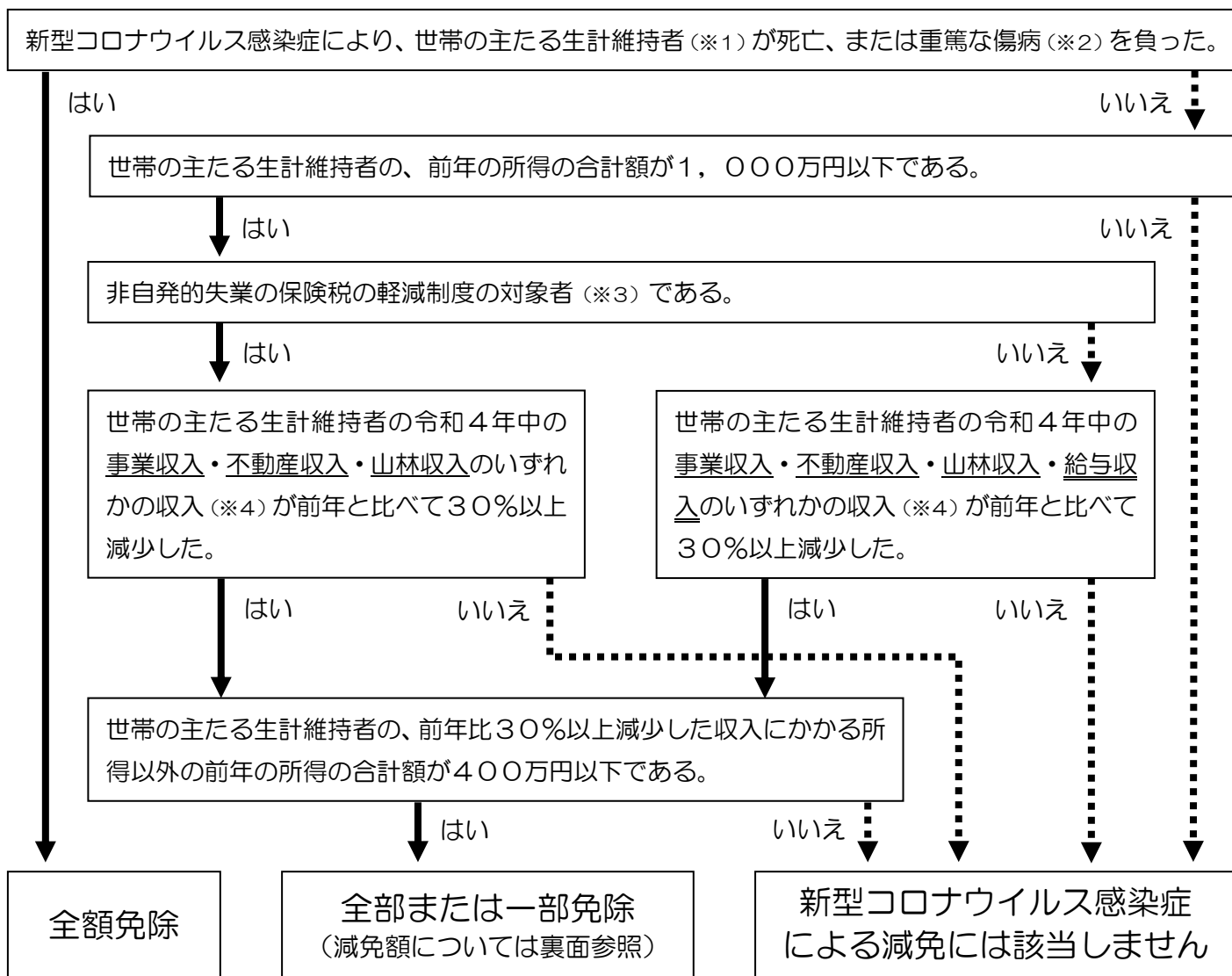


# 新型コロナウイルス感染症による牛久市国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響と認められ、一定の要件を満たす方は、国民健康保険税が減免となります。  
(新型コロナウイルス感染症が原因でないものは減免の対象外です。)

## 【減免対象となる保険税】

- ・令和4年度分の保険税で、転入等の資格取得の届出が令和5年3月になり、令和5年4月1日以降に納付期限が設定されているもの。(やむを得ない事情と認められない場合は対象となりません。)



- ※1 世帯の主たる生計維持者とは基本的に世帯主を指します。世帯主以外の世帯構成員の収入で生計が維持されている場合、その者が主たる生計維持者となり得ますが、その場合には、世帯主変更の手続きが必要となります。世帯主変更の手続きを行った場合、減免の申請は、新たな納税通知書が届いてからの受付となります。
- ※2 1カ月以上の治療を要すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の症状が著しく重い場合をいいます。
- ※3 非自発的失業者とは、倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)や雇い止めなどによる離職(特定理由離職者)をされた方(雇用保険受給資格者証の離職理由が11, 12, 21, 22, 31, 32, 23, 33, 34に該当する方)で、失業時点で65歳未満の方を指します。対象者は、前年の給与所得を100分の30と見なして国民健康保険税を計算します。
- ※4 保険金、損害賠償等により補填されるべき金額がある場合は収入から控除します。国や都道府県から支給される各種給付金(特別定額給付金や持続化給付金等)は計算に含めません。

## 収入が前年と比べ30%以上減少し、減免対象に該当する場合の減免額の計算方法

減免額は、減免対象保険税額（ $A \times B / C$ ）に減免割合（D）をかけた金額です（百円未満の端数切捨）。

【表1】

減免対象保険税額（ $A \times B / C$ ）
A：世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B：世帯の主たる生計維持者の減少した収入にかかる前年の所得額 （減少した事業収入等が2以上ある場合はその合計額）
C：世帯の主たる生計維持者および世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

※ 世帯に未申告者がいる場合には、Aの保険税額が変更となる場合があります。保険税額決定後に減免申請を行ってください。

【表2】

世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額	廃業 失業	300万円 以下	400万円 以下	550万円 以下	750万円 以下	1,000万円 以下
減免割合（D）	全部（1.0）	0.8	0.6	0.4	0.2	

※ 非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少のため、保険税の減免の該当となる場合には、次のアおよびイにより合計所得金額を算定します。

ア 表1のCの合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険税軽減制度を適用した後の所得を用います。

イ 表2の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険税軽減制度による軽減前の所得を用います。

【計算例（夫婦2人の場合）】

	令和3年中の収入額	令和3年中の所得額	令和4年中の収入見込額
主たる生計維持者（夫）	5,000,000円	B 3,460,000円	3,000,000円
妻	1,200,000円	550,000円	1,200,000円
合計	6,200,000円	C 4,010,000円	4,200,000円

世帯の年間保険税額（A）：354,200円 減免割合（D）：0.8（400万円以下）

減免対象保険税額 = 354,200円（A）× 3,460,000円（B） / 4,010,000円（C） = 305,618円

減免税額 = 305,618円（減免対象保険税額）× 0.8（D） = 244,400円（端数の94.4円は切捨）

減免後年間保険税額 = 354,200円（A） - 244,400円（減免額） = 109,800円

※ 世帯内に異動（所得の変動や加入者の脱退・追加等）が生じた場合、すでに決定された減免の全部または一部を取消され、その差額を徴収される場合があります。

【申請方法】

国民健康保険税減免申請書に減免要件に該当することを証明する書類を添えて、令和6年1月4日までに申請してください。（郵送での申請の場合、令和6年1月4日必着。）申請書類等は市ホームページからダウンロードできます。印刷環境がない方は申請書類等を郵送いたしますので、医療年金課までお問い合わせください。



←こちらのQRコードから市ホームページに  
アクセスできます

【問い合わせ】

牛久市保健福祉部医療年金課 国保年金グループ  
TEL 029-873-2111（内線 1724～1727）